



平成 31 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社くろがね工作所
代表者名 取締役社長 神足 泰弘
(コード：7997、東証第 2 部)
問合せ先 専務取締役 神足 尚孝
(TEL. 06-6538-1010)

平成 30 年 11 月期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書を近畿財務局に提出を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ、関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

(1) 対象となる有価証券報告書

第 99 期（平成 30 年 11 月期）有価証券報告書

（自 平成 29 年 12 月 1 日 至 平成 30 年 11 月 30 日）

(2) 延長前の提出期限

平成 31 年 2 月 28 日

(3) 延長が承認された場合の提出期限

平成 31 年 3 月 27 日

(4) 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 30 年 12 月 7 日に公表いたしました「不適切な会計処理に関する第三者調査委員会の設置及び平成 30 年 11 月期決算短信開示延期に関するお知らせ」及び平成 30 年 12 月 14 日に公表いたしました「第三者調査委員会の委員決定のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、外部からの指摘があったことを契機に社内管理部門において確認を行ったところ、過年度にわたる会計処理の一部につき、不適切な会計処理が行われた可能性があることが認められたことから、調査の客観性・中立性・専門性を確保するため、外部の専門家（弁護士等）から構成される第三者調査委員会を設置し、日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に沿って調査を行って頂いております。

第三者調査委員会の調査では、過去のデータ、デジタル・フォレンジックにより復元した電子メールデータ等の検討を行って頂いておりますが、当社におけるシステムの入れ替えに起因する不明点の存在等により過去の数値の検証等に時間を要したため平成 30 年 11 月期有価証券報告書の提出期限である平成 31 年 2 月 28 日までに調査が終了しない見込みであります。

また、調査に並行して、当事業年度及び当連結会計年度の期首残高を確定するために必要な過年度の財務諸表及び連結財務諸表の訂正すべき事項について、監査法人グラヴィタスにおける追加的な監査についても適切に対応するべく全社をあげて取り組みを続けておりますが、監査法人グラヴィタスより調査対象期間が平成 25 年 11 月期以降と長期間に及び、検討対象となる取引が膨大な取引数となるため、監査手続において訂正を要する取引の検討、訂正事項に類似する取引の検討及び訂正によって数値が変更となる結果影響を受ける事項の検討等に申請日後 29 日程度の監査時間を要するとのことで報告を受けております。

その結果、平成 30 年 11 月期有価証券報告書を金融商品取引法第 24 条第 1 項の提出期限までに有価証券報告書を提出することができないと判断し、当該有価証券報告書の提出期限の延長申請を行うことといたしました。

第三者調査委員会からの調査報告書は受領しておりませんが、第三者調査委員会の調査と並行して当社と監査法人グラヴィタスによる対象取引の調査により認識しております各連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益及び各事業年度の当期純利益に与える影響額は、平成 26 年 11 月期は 5 百万円、平成 27 年 11 月期は 11 百万円、平成 28 年 11 月期は 52 百万円の利益の過大計上、平成 29 年 11 月期は 4 百万円の利益の過小計上になると考えております。

第三者調査委員会からの調査報告書の受領は、3 月上旬となると見込んでおります。受領次第速やかに開示いたします。

当社においては、第 99 期有価証券報告書並びに過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の作成終了までに申請日後 14 日程度を要すると認識しており、監査法人グラヴィタスにおいて監査手続を並行して進めて頂いておりますが、訂正を要する取引の検討、訂正事項に類似する取引の検討及び訂正によって数値が変更となる結果影響を受ける事項（繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損等）の検討等の終了までに申請日後 29 日程度の監査日数を要すると認識しております。

なお、延長承認を受けた場合には、かかる業務を遂行するための社内外の人材リソースを確保し、延長が承認された場合の提出期限である平成 31 年 3 月 27 日までに平成 30 年 11 月期の有価証券報告書並びに過年度の訂正有価証券報告書、訂正四半期報告書及び平成 30 年 11 月期有価証券報告書を提出いたします。

(5) 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

また、当該事業年度の決算短信につきましても、有価証券報告書の延長期限としております平成 31 年 3 月 27 日を目途に、開示を行うことといたします。

以 上